

京都市上下水道局告示第6号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第3号の規定に基づき営業所の変更届出があったので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成17年5月10日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 届出業者名

京都府宇治市神明石塚38番地の4

能勢設備工業

代表者 能勢 芳生

2 変更事項（営業所の変更）

指定営業所所在地

京都府宇治市安田町大納言31番地の10から京都府宇治市神明石塚38番地の

4に変更

3 指定期間

平成17年5月10日から平成18年3月31日まで

(上下水道局下水道部管理課)